

FC 今治下部組織 会員規約

本会員規約は、株式会社今治・夢スポーツ（以下「当社」といいます）が主催、運営するスクール、アカデミー、レディース等の FC 今治の下部組織（以下「本下部組織」といいます）の会員に適用されます。

第1条（目的）

本下部組織は、本下部組織の会員に対し、当社のビジョン及び育成方針に則り、サッカーを通じてその普及、技術の向上、心身の健全な育成と正しい理解を深めることを目的とします。

第2条（構成）

1. 本下部組織は、以下のカテゴリで構成されます。
 - (1) アカデミー：U-18、U-15、U-14、U13 の年代別の男性で構成された組織
 - (2) レディース：トップ、Next、U-18、U-15 の年代別の女性で構成された組織
 - (3) スクール：年中から小学6年生の男女で構成された組織
2. 本下部組織の事務局（以下「事務局」といいます）は、当社の事務所内に置くものとします。

第3条（会員資格及び手続）

1. 本下部組織の会員は、以下の要件を満たす者とする。
 - (1) 本下部組織の目的に共感し、本下部組織の活動に適した者
 - (2) 当社が本下部組織に入会するのに相応しいと判断し、入会を承諾した者
2. 本下部組織の会員になろうとする者（以下「希望者」といいます）は、当社所定の入会申込書に必要事項を記載し、事務局に提出するものとします。なお、希望者が未成年者の場合は、入会申込書を提出する際、その親権者又はその他の法定代理人の同意を必要とします。
3. 希望者は、前項の申込書提出の際に当社が指定する資料を一緒に提出しなければなりません。
4. 当社が申込書及び前項の資料を基に審査の上、入会を承諾する旨を伝えた時点で入会手続きが完了するものとし、希望者は第4条第3項に定めるタイミングで本下部組織の該当するカテゴリの会員となるものとします。
5. 会員は、入会手続きの際に記載した事項又は提出した資料の内容が変更した場合は、速やかにその旨を事務局に届け出るものとします。

第4条（会費）

1. 会員は、当社が定める月謝、個人用具費、遠征費、送迎バス費その他の費用（以下「月謝等」といいます）を当社に支払うものとします。
2. 前項のほか、会員は入会初月及び年度更新時には、当社が加入するスポーツ保険にかかる費用を支払うものとします。
3. 入会が月の途中からの場合、当月 15 日までに入会手続きが完了した場合、希望者は手続き完了時から会員となり、当月の月謝等を当社に支払うものとします。なお、月謝等の日割り計算は行われません。また、当月 16 日以降に入会手続きが完了した場合、希望者は翌月から会員となり、月謝等の支払は翌月分からとなります。
4. 会員の 2 親等までの親族が新規に入会を希望し、会員となった場合、新規に入会する会員の月謝を当社が定める金額から 1,000 円割り引いた金額とします。但し、もともと会員だった者が退会し、他に 2 親等以内の親族が会員内にいなくなった場合、その退会月の翌月から月謝の割引の適用はなくなるものとします。なお、この割引の適用対象者は 2018 年 3 月末日までに入会した会員を対象とし、2018 年 4 月 1 日以降に入会した会員は対象外とします。
5. 母子家庭又は父子家庭の未成年者の会員は、当社が指定する資料を提出した上で、月謝を無料とすることを当社に申し出ることができます。提出された資料等を基に当社が無償とすることを認定した会員については、毎月の月謝を無償とします。ただし、遠征費等のその他の費用は無償とはなりません。

第 5 条（支払）

1. 会員は月謝等及びスポーツ保険の費用を、当社が定める方法により、当社が定める金額を期日までに支払うものとします。
2. 会員は、当社が定める方法により月謝等の支払いができなかった場合、当社が別途指定する方法で速やかに未納の月謝等を支払うものとします。
3. 本条の支払は、会員本人又は会員の親権者若しくは法定代理人が行うものとし、これらの者以外の者が行う場合、事前に事務局に届け出るものとします。

第 6 条（クラス）

1. 会員は、当社が指定する本下部組織のカテゴリのクラスに所属し、活動するものとします。
2. 会員は、所属するクラブの活動日、活動時間に限り、そのクラスの指導者から指導を受けることができます。但し、当社が特に認めた場合は、所属するクラス以外のクラスの指導を受けることができるものとします。

第 7 条（クラス変更）

1. 会員は、事務局に対して当社所定の変更届を提出することで、所属するクラスの活動場

所、活動日等の変更を申し出ることができます。なお、変更届の提出は、変更を希望する月の前月 15 日（15 日が日曜日、祝日、本下部組織の休日に当たる場合は、その前営業日までとします）までに事務局に提出するものとします。

2. クラスの活動場所、活動日等は、前項の申し出に対し、当社が承諾をした場合のみ変更されるものとします。

第 8 条（活動期間）

本下部組織の活動期間は、原則として、毎年 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間とします。

第 9 条（欠席日数の振替）

会員は、体調不良等により活動を欠席する場合、欠席する活動の 2 時間前までに、事務局が指定したメールアドレス又は電話番号にその旨を連絡することで、当社が指定した振替日に振替えて指導を受けることができるものとします。2 時間前までに連絡がない場合は振替を行うことができなくなります。

第 10 条（雨天時の取扱）

1. 当社は、天候等の条件により、本下部組織の活動を中止することができるものとします。
2. 天候等により活動を中止する場合、当社は当該活動開始予定時間の 2 時間前までにメールの送信、当社のホームページへの掲載のように当社が定める方法により、活動を中止する旨を会員に告知するものとします。
3. スクールの会員は、中止となった活動を当社の承諾を得て別の日に振り替えることができるものとします。

第 11 条（試合、合宿）

1. 会員は、当社の指定する大会、合宿又はイベントに参加することができるものとします。
2. 当社は、前項の大会、合宿又はイベントに参加する会員に対して、当社の定める参加費用等の支払いを求める場合があります。会員は当該求めに応じ、参加費用等を支払うものとします。

第 12 条（観戦）

会員は、当社の指定するトップチームの試合を、会員本人のみ無料で当社が指定する座席で観戦することができるものとします。

第 13 条（休会）

1. 会員は、本下部組織を休会する場合、事務局に対し所定の変更届を提出し、当社の承諾を得るものとします。休会の変更届は、休会する月の前月 15 日（15 日が日曜日、祝日、

本下部組織の休日に当たる場合は、その前営業日までとします)までに提出するものとします。16日以降に提出された場合、休会は提出の翌々月からとなります。

2. 会員は、休会期間中は、当社が指定する諸経費以外の月謝等を支払う義務を負わないものとします。休会期間中でも、会員は当社から指示がある場合、遅滞なく諸経費を当社指定の方法で支払うものとします。
3. 休会は、継続的な場合又は断続的な場合を含め、休会期間が合計 12 ヶ月間となるまでとし、12 ヶ月間を超える場合は、当社は会員を退会させることができるものとします。会員は会社の判断に従うものとします。

第 14 条 (復帰)

1. 休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに当社の承認を得るものとします。復帰の届出は、復帰する月の前月 15 日 (15 日が日曜日、祝日、本下部組織の休日に当たる場合は、その前営業日までとします)までに提出するものとします。16 日以降に提出された場合、復帰は提出の翌々月からとなります。
2. 休会した会員が復帰した場合、復帰日より月謝等の支払い義務が発生します。

第 15 条 (退会)

1. 会員は、事務局に対して所定の届出を提出することにより、本下部組織を退会することができます。なお、会員は、退会の届出を提出する場合、事前に会員の保護者、コーチ及び事務局による話し合いを行うものとします。
2. 退会の届出は、退会を希望する月の前月 15 日 (15 日が日曜日、祝日、本下部組織の休日に当たる場合は、その前営業日までとします)までに提出するものとします。16 日以降に提出された場合、退会は提出の翌々月からとなります。

第 16 条 (会員資格の喪失及び一時停止)

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、会員の会員資格を喪失させ、又は一時停止させることができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 当社の指定する月謝等の支払方法に従わない場合
 - (3) 月謝等又は当社から指定された費用の全部又は一部の支払を 3 ヶ月以上滞納した場合
 - (4) 入会手続きに届け出た事項、その他の当社に届け出た事項に虚偽が含まれる場合
 - (5) 当社が当社に提出された会員の連絡先 (電子メール又は電話番号) に連絡しても、3 ヶ月間連絡が取れない又は返信がこない場合
 - (6) 本下部組織の運営を故意に妨害した場合
 - (7) 本規約又は本下部組織の定める規則に違反した場合

- (8) 本下部組織の名誉又は信用を傷つける行為を行った場合
 - (9) 活動への無断欠席が3ヶ月続いた場合
 - (10) その他、会員が社会通念上著しく不適切と認められる行為を行った場合
2. 会員資格の喪失又は一時停止の効力は、事務局から会員又は会員の親権者若しくは法定代理人に喪失又は停止についての通知した日から生じるものとします。なお、会員は会員資格の喪失日又は停止日が属する月についての月謝等の支払いを行わなければならないものとし、日割り計算は行わないものとします。

第17条（地位譲渡の禁止）

会員は、会員たる地位を譲渡することができないものとします。

第18条（事故の責任）

1. 会員は、本下部組織の会員になると同時に当社の指定するスポーツ安全保険に加入することを承諾したものとみなされ、スポーツ安全保険は活動期間単位での加入が必要となります。
2. 当社は、会員の本下部組織の活動中やその往復中の事故、怪我等について、当社が加入するスポーツ安全保険の補償の範囲内で補償又は賠償するものとし、当該範囲を超えて何ら責任を負わないものとします。
3. 会員が本下部組織の活動中にコーチ又は第三者に対して負った損害賠償責任について、当社は、スポーツ安全保険が補償範囲内でのみこれらに対応するものとし、当該範囲を超えて何ら責任を負わないものとします。
4. 当社は、当社の送迎バスの運転手の責に帰すべき事由により、会員が負傷し又は死亡した場合、当社が加入する自動車保険（任意保険）搭乗者保険の補償範囲内でこれを補償するものとし、当該範囲を超えて何ら責任を負わないものとします。

第19条（活動の休止）

1. 当社は、1ヶ月前までに会員に通知することにより、本下部組織の活動を休止することができるものとします。但し、本下部組織が活動する会場が施設の事情等により使用できない場合又はその他のやむを得ない事情がある場合には、当社は当該活動の開始時間前までに会員に通知することにより本下部組織の活動を休止することができるものとします。
2. 会員が所属するクラスの活動休止が当月で20日間を超える場合、会員は当月の月謝を支払う義務を負わないものとします。

第20条（下部組織の廃止及びその効力）

1. 当社は、3か月前までに会員に通知することにより、本下部組織を廃止することができ

るものとします。ただし、緊急やむを得ない場合、当社は事前通知を行うことなく、本下部組織を廃止することができるものとします。

2. 当社が本下部組織を廃止した場合、会員は、廃止日にその会員たる地位を失うものとします。
3. 前項の場合、当社が既に受領している月謝があれば、日割り計算（1ヶ月を30日とします）により清算し、会員に対し無利息にて返還するものとします。

第21条（個人情報等）

当社は、希望者、会員、会員の親権者又は法定代理人が当社に提供した個人情報について、当社の「個人情報の取扱について」(<http://www.fcimabari.com/company/privacypolicy.html>)に基づき取り扱うものとします。

第22条（活動中の写真等）

会員は、当社が本下部組織の活動の様子を撮影した写真、映像を当社ホームページ、当社のSNS、広報、広告・宣伝、事業報告書、クラブ案内その他のプロモーション活動等に使用することについて同意するものとします。

第23条（免責）

1. 当社は、本下部組織の活動中に生じた盗難・紛失について一切損害賠償の責を負わないものとします。
2. 当社は、本下部組織の活動中の忘れ物について、一定期間保存した後、任意に処分することができるものとします。

第24条（細則等）

当社は、本規定に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。

第25条（本規約の変更等）

当社は、本規約を随時変更することができるものとし、変更した場合、変更後の本規約を当社ホームページに掲載又はその他の方法で会員が閲覧できる状態に置くものとします。本規約変更後に会員を継続することにより、会員は当該変更承諾したものとみなします。

2015年12月1日制定

2017年3月5日改定

2018年2月23日改定

2019年4月1日改定